

北海道経済センター会議室使用申込書

会員 ・ テナント ・ 非会員										※「料金以外」の該当する箇所にご記入下さい。													
案内板 表示名称												開 始		時 分									
												終 了		時 分									
※案内表示は全角で1～12文字2行の表示ができます。 注)使用会議室前の表示は縦書きとなります。 入口前の電子看板はおおよそ50分前より表示します。																							
使用目的		講演会 ・ 講習会 ・ 展示会 ・ 会議 ・ 試験 その他 ()																					
予 定 人 数		名				設営方法				スクール型 (人掛 横 列× 縦 列) 口の字型 その他 (コの字型													
使用 日 時		年	月	日	曜日	時	分		時	分	室 料				備 品 料				備 考				
								～															
								～															
								～															
								～															
使用 会 議 室	3 階	☐ 特別会議室 B								合 計													
	7 階	☐ 第5会議室																					
	8 階	☐ Aホール ☐ 第2会議室 ☐ 第2会議室ロビー ☐ Bホール ☐ Bホール1号 ☐ Bホール3号 ☐ 第3会議室 ☐ 第4会議室																					
備 品	品 名				数量		品 名				数量		品 名				数量						
	有線マイク						変換コネクタ(PC用)						掲示板(T字)(A3用紙対応)										
	ワイヤレスマイク						AC延長コード						パーテーション										
	ピンマイク						DVDプレーヤー(A・Bホールのみ)						飛沫防止シート(受付用)										
	データープロジェクター						机(展示会のみ)						飛沫防止シート(講師用演台用)										
	スクリーン・HDMIケーブル、専用台込み						椅子(展示会のみ)						BGM(A・Bホールのみ9時～17時)										
	スクリーン(Aホール専用)						白布																
	スクリーン(Bホール・各会議室)						講師用演台						インターネット回線										
	レーザーポインター						司会台						使用される会議室ごとにお申込みが必要です。										
	プロジェクター専用台(持込の場合)						手元灯																
	HDMIケーブル						ホワイトボード																
	RGBケーブル						掲示板(大)(180cm×120cm)						仮設電源 (1日)										
音声ケーブル						掲示板(小)(80cm×40cm)						A・Bホールのみ対応。工事費別途											
ホームページ内の使用規則及び利用規定をご一読の上、右記にチェックマークをお入れください。																		☐ 利用規約に同意します。 (同意のチェックマーク)					

札幌商工会議所 殿

貴所会議室使用規則を守り、上記の通り申し込みます。 申込日 年 月 日

申 込 者	事 業 者 名											
	所 在 地	〒										
	代 表 者 名							フリガナ 担当者名				
	電 話					F A X					E-mail	

札幌商工会議所使用欄

理 事 部 長		課 長		調査役		係		受付月日	年 月 日		
料 金 受 領	使 用 料 金		受 領 日		追加使用料金		受 領 日		請求書 No,		
			月 日				月 日				

インターネット回線 利用規定

(目的)

第1条 この規定は、札幌商工会議所(以下「当所」という。)が北海道経済センターの会議室に整備したインターネット回線の利用に関する必要事項を定めるものとする。

(規定の範囲及び変更)

第2条 この規定は、当インターネット回線の利用に関し、当所及び会議室使用者で当インターネット回線利用者に適用する。

2 当所が別途規定する個別規定及び当所が随時、利用者に対して通知する追加規定、この規定の一部を構成するこの規定と個別規定及び追加規定が異なる場合には、個別規定及び追加規定が優先するものとする。

3 当所は利用者の承諾を得ることなく、この規定を変更することができる。

(利用手順)

第3条 インターネット回線の利用者は会場使用手続きし、インターネット回線利用の承認を経たのちインターネットに接続できる。

(場所及び時間)

第4条 利用場所及び時間は下記の通りとする。

貸会議室 3階 特別会議室B

7階 第5会議室

8階 Aホール・Bホール・第2会議室・第3会議室・第4会議室

利用時間 (原則)9時から17時

(利用者の資格)

第5条 当会議室利用者に限る。

(利用者が準備するもの)

第6条 当インターネット回線を利用する場合、つぎの必要品を準備するものとする。

- (1) パソコン「スマートフォン、タブレット端末等」(以下「パソコン等」という)
(バッテリー、電源延長コード等は利用者で準備すること)

(利用の手続き)

第7条 利用希望者は、会場使用申込時に当インターネット回線の利用申請をするものとする。

2 会場利用当日に当インターネット回線利用申請は、原則受け付けないものとする。

(利用の承認)

第8条 当所は当インターネット回線利用申請を精査したのち、これを承認するものとする。

(利用停止・取消)

第9条 利用者が次の項目に該当する場合、当所は事前に通知することなく当該利用者の利用を停止又は取消しすることができる。

- (1) 第10条で禁止している事項に該当するとき。

(2)本規定に違反したとき。

(3)その他当所が不適切と判断したとき。

(禁止事項)

第 10 条 利用者は次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の利用者もしくは第三者に当所の著作権、権利を侵害、又はそのおそれのある行為。

(2) 他の利用者もしくは第三者に当所の財産、プライバシーの侵害、又はそのおそれのある行為。

(3) 上記(1)(2)の他、当所もしくは他の利用者に不利益・損害を与える、又はそのおそれのある行為。

(4) 他の利用者、第三者もしくは当所を誹謗中傷する行為。

(5) 公序良俗に反する、又はそのおそれがある行為もしくは公序良俗に反する情報を他の利用者又は第三者に提供する行為。

(6) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付くおそれのある行為。

(7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為。

(8) 性風俗、宗教に関する活動。

(9) コンピュータウイルス等の有害プログラムをインターネット回線を通じて提供する行為。

(10) 通信販売、連鎖販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量のメールを送信すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反もしくはそのおそれのある行為。

(12) 前項に該当する利用者の行為によって当所、他の利用者及び第三者に損害が生じた場合、利用者が利用資格を喪失した後であっても、すべての法的責任を負うものとし、当所は一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第 11 条 次の事項に該当する場合、インターネット回線の運用を中止できるものとする。

(1) システムの保守、又は工事を定期的または緊急に行う場合。

(2) 戦争、暴動、地震、洪水、火災その他の非常事態により運用ができない場合。

(3) インターネット回線のシステムに係わる設備やネットワークの障害等やむを得ない理由がある場合。

(4) その他当所が運用上、中断が必要と判断した場合。

2 運用の中止などの発生により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず当所は一切の責めを負わないものとする。

(免責)

第 12 条 当所は、インターネット回線サービスの内容並びに利用者がインターネット回線を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行わないものとする。

- 2 インターネット回線のサービス提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、またはサービスを通じて登録、提供もしくは収集された利用者の情報消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データーの破損、漏洩、その他利用者の損害について、当所は一切の責任を負わない。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず当該利用者がその費用を負担するものとする。
- 4 インターネット回線への接続に係る機器設定は、利用者が行うものとする。
デバイス、OS、ソフト等によって、利用できない場合があっても当所は、一切の責任を負わない。
- 5 利用者がインターネット回線を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当所は一切の責任を負わないものとする。
- 6 当所は、インターネット回線サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録したり、特定Webサイトへの接続を制限したりできるものとする。

(協議)

第 13 条 インターネット回線に関連して、利用者と当所との間で紛争が生じた場合は、双方がともに誠意をもって協議解決するものとし、解決しない場合は札幌地方裁判所を第一審の専属裁判所とする。

付則 本規定は、平成20年1月1日から施行する。

本規定は、平成25年4月1日から一部改正施行する。

本規定は、令和 6年7月1日から一部改正施行する。